

目次

公平委規則

| | | |
|--------------------------------------|------------|---|
| 秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則 | 公平委員会（第1号） | 4 |
| 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 公平委員会（第2号） | 5 |

告示

| | | |
|---|-------------------|----|
| 指定納付受託者の指定について | 市民課（第145号） | 8 |
| 令和8年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について | 資産税課（第146号） | 9 |
| 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて | 防災安全対策課（第147号） | 10 |
| 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて | 防災安全対策課（第148号） | 11 |
| 空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について | 環境総務課（第149号） | 12 |
| 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について | 環境総務課（第150号） | 13 |
| 指定納付受託者の指定について | 観光振興課（第151号） | 14 |
| 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について | 環境都市推進課（第152号） | 15 |
| 出納員および現金取扱員の委任等について | 会計課（第153号） | 37 |
| 令和7年度第8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について | 後期高齢医療課（第154号） | 42 |
| 国民健康保険税督促状の公示送達について | 国保年金課収納推進室（第155号） | 43 |
| 身体障害者福祉法による医師の指定について | 障がい福祉課（第156号） | 44 |
| 差押調書（謄本）および配当計算書の公示送達について | 納税課（第157号） | 45 |
| 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について | 交通政策課（第158号） | 46 |

| | | |
|--|---------------------|----|
| 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について | 介護保険課（第159号） | 48 |
| 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について | 介護保険課（第160号） | 50 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更について | 生活総務課（第161号） | 52 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更について | 生活総務課（第162号） | 53 |
| 令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について | 後期高齢医療課（第163号） | 54 |
| 国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）の公示送達について | 国保年金課（第164号） | 55 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更について | 生活総務課（第165号） | 56 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更について | 生活総務課（第166号） | 57 |
| 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について | 障がい福祉課（第167号） | 58 |
| 指定居宅介護支援事業者の廃止について | 介護保険課（第168号） | 59 |
| 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について | 保護第一課（第169号） | 60 |
| 指定公金事務取扱者の指定について | 西部市民サービスセンター（第170号） | 62 |
| 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について | 子ども総務課（第171号） | 63 |
| 特定子ども・子育て支援施設等の確認について | 子ども総務課（第172号） | 64 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更について | 生活総務課（第173号） | 65 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について | 障がい福祉課（第174号） | 66 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について | 障がい福祉課（第175号） | 67 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について | 障がい福祉課（第176号） | 68 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について | 障がい福祉課（第177号） | 69 |
| 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について | 障がい福祉課（第178号） | 70 |
| 指定公金事務取扱者の指定について | 西部市民サービスセンター（第179号） | 71 |
| 認可地縁団体の告示事項の変更について | 生活総務課（第180号） | 72 |

農委告示

| | | |
|----------------|---------------|----|
| 農業委員会総会の招集について | 農業委員会事務局（第4号） | 73 |
|----------------|---------------|----|

上下水道局告示

| | | |
|-----------------------|----------------|----|
| 指定給水装置工事事業者の指定の更新について | 上下水道局給排水課（第5号） | 74 |
|-----------------------|----------------|----|

消防本部告示

| | | |
|-------------|--------------|----|
| 指定催しの指定について | 消防本部予防課（第2号） | 75 |
| 指定催しの指定について | 消防本部予防課（第3号） | 76 |

公告

| | | |
|---------------------------------------|-----------------------|----|
| 市有財産の売払い公告の変更について | 財産管理課 | 77 |
| 市有財産の売払いについて | 公園課 | 78 |
| 経営管理権集積計画の取消しについて | 農地森林整備課 | 83 |
| 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日について | 秋田駅東地区土地区画整理工 事事務所 | 84 |
| 農用地利用集積等促進計画の認可について | 農業農村振興課 | 85 |

選管公告

| | | |
|------------------------------|------------|----|
| 令和7年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について | 選挙管理委員会事務局 | 86 |
|------------------------------|------------|----|

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 16 日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第 1 号

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和45年秋田市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第22条中「の各号」を削り、同条第 1 号を次のように改める。

(1) 公平委員会が職権で喚問した証人の旅費

第22条第 2 号中「行なった」を「行った」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 16 日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第 2 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「課長補佐」を「課長補佐 副参事」に改め、同表市長の補助機関の項本庁機関の項中「新エネルギー産業推進担当部長 本部長」を「新エネルギー産業推進担当部長」に、「次長 副本部長」を

「担当部長 次長」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

| |
|--------------------|
| 工事検査室 室長 参事 |
| まちづくり戦略室 室長 副参事 |
| 東京事務所 所長 |

を

| |
|---------------------|
| 工事検査室 室長 副参事 |
| まちづくり戦略室 室長 |
| 東京事務所 所長 参事 |
| 公共施設マネジメン 室長 副参事 |

ト室

に、

| |
|-----------------|
| 動物園 |
| 事務長 参事 副参事 園長補佐 |
| 秋田城跡歴史資料館 |
| 事務長 参事 副参事 |

を

を

| |
|----------------|
| 動物園 |
| 事務長 参事 副園長 副参事 |
| 秋田城跡歴史資料館 |
| 事務長 副参事 |

に、

市
駅

| |
|------------|
| 市民相談センター |
| 所長 参事 所長補佐 |
| 東サービスセンター |
| 所長 副参事 |

を

| |
|------------|
| 市民相談センター |
| 所長 所長補佐 副 |
| 駅東サービスセンター |
| 所長 参事 副参事 |

参事

に、

| |
|-------------------|
| 保健所 |
| 所長 理事 次長 副理事 課長 担 |
| 課長 参事 課長補佐 副参事 |

当

を

| |
|-------------------|
| 保健所 |
| 所長 次長 副理事 課長 担当課長 |
| 参事 課長補佐 副参事 |

に、

少年
所

指導センター

少年指導センター

長 副参事] を [所長

[] に、 「 公設地方卸売市場
市場長 卸売市場再整備担当部長 室長
参事 副参事

を 「 公設地方卸売市場
市場長 室長 参事 副参事」 に改め、同表の

備考の1中「および秋田市推進本部規則（令和3年秋田市規則第13号）」
および「ならびに秋田市推進本部規則第1条」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

別紙（省略）のとおり

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和8年4月1日

秋田市告示第146号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、同法第410条第1項の規定によって決定した令和8年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同法第411条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

秋田市告示第147号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

指定緊急避難場所

| | |
|------|-----------------|
| 名称 | 大森山老人と子どもの家 |
| 所在地 | 秋田市浜田字出小屋333番地1 |
| 対象 | 洪水 |
| 収容人数 | 250人 |

秋田市告示第148号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

指定避難所

名称 大森山老人と子どもの家
所在地 秋田市浜田字出小屋333番地1
収容人数 250人

秋田市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年3月3日

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務に係る公金事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 鈴木 勉
- 2 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 指定公金事務取扱者の指定日および委託日
令和8年3月3日

秋田市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

別紙（省略）のとおり

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和8年4月1日

秋田市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼 谷 純

受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店ならびに指定公金事務取扱者に指定した日

- 1 株式会社秋田ト一屋
代表取締役 挽 野 江 司
秋田市南通築地15番36号
ドジャース 新屋店
ドジャース 広面店
ドジャース 檜山店
令和8年3月9日
- 2 株式会社たけや製パン
代表取締役 武 藤 真 人
秋田市川尻町字大川反233番地の60
デイリーヤマザキ 秋田工業団地店
デイリーヤマザキ 中通七丁目店
デイリーヤマザキ 秋田南バイパス店
デイリーヤマザキ 柳田川崎店
令和8年3月9日
- 3 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
いとく 新国道店
いとく 秋田東店
いとく 土崎みなと店

いとく 川尻店

いとく 自衛隊通店

いとく 追分店

令和8年3月9日

4 有限会社中央市場

代表取締役 金 澤 正 樹

秋田県湯沢市材木町二丁目1番18号

ビフレ 東通店

ビフレ 御野場店

令和8年3月9日

5 株式会社秋田まるごと市場

代表取締役社長 大 島 紳 司

秋田市卸町二丁目2番7号

秋田まるごと市場

令和8年3月9日

6 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 多 田 将 一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号

薬マツモトキヨシ イオンモール秋田店

薬マツモトキヨシ 秋田駅ビルALS店

ドラッグストアマツモトキヨシ メルシティ潟上店

令和8年3月9日

7 株式会社サンドラッグ

代表取締役 貞 方 宏 司

東京都府中市若松町一丁目38番地の1

サンドラッグ 新国道店

サンドラッグ 土崎自衛隊通店

サンドラッグ 八橋大畑店

令和8年3月9日

8 株式会社イシカワ

代表取締役 石 川 元

秋田市土崎港中央一丁目8番30号

株式会社イシカワ

令和8年3月9日

- 9 株式会社ドジャース商事
代表取締役 挽 野 江 司
秋田市山王臨海町4番37号
ドジャース 食品館
ドジャース 本館
令和8年3月9日
- 10 秋田県職員消費生活協同組合
理事長 大 門 英 明
秋田市山王四丁目1番1号
秋田県庁売店
秋田地方総合庁舎売店
秋田県庁第二庁舎売店
令和8年3月9日
- 11 株式会社ナイス
代表取締役 齋 藤 寛 之
秋田市御所野湯本六丁目2番40号
ナイス 外旭川店
ナイス 仁井田店
ナイス 新屋店
ナイス 割山店
ナイス 追分店
ナイス 八橋店
ナイス 仁井田南店
ナイス 土崎店
ナイス 山手台店
ナイス フォンテAKITA店
令和8年3月9日
- 12 株式会社マルダイ
代表取締役 大 高 俊 平
秋田市牛島東五丁目3番26号
マルダイ 八橋店
マルダイ 土崎店
マルダイ 牛島店
マルダイ 広面店

- マルダイ おのぼ店
令和8年3月9日
- 13 中通生活協同組合
組合長 挽 野 仁
秋田市南通築地1番29号
中通生活協同組合 本店
令和8年3月9日
- 14 株式会社うえたストア
代表取締役 上 田 昌 一
秋田県横手市大森町字大森182番地
うえたストア 外旭川店
令和8年3月9日
- 15 生活協同組合コープあきた
理事長 山野内 雅 志
秋田市土崎港北六丁目2番12号
生活協同組合コープあきた 共同購入センター
生活協同組合コープあきた 土崎店
生活協同組合コープあきた 茨島店
令和8年3月13日
- 16 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 大久保 勝 之
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
スーパードラッグアサヒ 秋田中央店
スーパードラッグアサヒ 秋田広面店
スーパードラッグアサヒ E x p r e s s 秋田勝平店
スーパードラッグアサヒ 秋田八橋店
スーパードラッグアサヒ 外旭川店
令和8年3月9日
- 17 渡 邊 恵 子
秋田市雄和相川字銅屋260番地
渡留商店
令和8年3月9日
- 18 株式会社JA秋田なまはげライフサービス
代表取締役 伊 藤 敏 一

- 秋田市広面字土手下108番地 1
Aコープ 大正寺店
令和 8 年 3 月 9 日
- 19 佐 藤 三 男
秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地 2
バナフィショップ
令和 8 年 3 月 13日
- 20 株式会社タカヤナギ
代表取締役 高 柳 智 史
秋田県大仙市川目字町東33番地
グランマート 泉店
グランマート 外旭川店
グランマート 手形店
令和 8 年 3 月 9 日
- 21 株式会社薬王堂
代表取締役 西 郷 孝 一
岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
薬王堂 秋田茨島店
薬王堂 秋田外旭川店
薬王堂 秋田河辺店
薬王堂 秋田東通店
薬王堂 潟上追分店
薬王堂 秋田天徳寺通店
薬王堂 秋田土崎港店
令和 8 年 3 月 9 日
- 22 イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目 6 番25号
マックスバリュ 港北店
イオンスタイル 茨島
イオンスタイル 広面
マックスバリュ 河辺店
マックスバリュエクスプレス 新屋関町店
ザ・ビッグ 潟上店

- イオンスタイル 御所野
イオン 秋田中央店
イオンスタイル 山王
令和8年3月13日
- 23 DCM株式会社
代表取締役社長 神谷浩邦
東京都品川区南大井六丁目22番7号
DCM 茨島店
DCM 広面北店
DCM 広面店
令和8年3月9日
- 24 株式会社サノ・ファーマシー
代表取締役 佐野元彦
秋田市保戸野通町3番31号
佐野薬局 本店
佐野薬局 広面店
山王佐野薬局
令和8年3月9日
- 25 株式会社マルエーうちや
代表取締役 若松宏光
秋田市泉北二丁目4番23号
ジェイマルエー 泉店
ジェイマルエー 旭南店
ジェイマルエー 御所野店
ジェイマルエー 広面店
ジェイマルエー 茨島店
令和8年3月9日
- 26 株式会社サンデー
代表取締役社長 大南淳二
青森県八戸市根城六丁目22番10号
サンデー 秋田自衛隊通店
サンデー 秋田御野場店
サンデー 秋田八橋店
令和8年3月9日

- 27 大友 征 一
秋田市飯島鼠田一丁目 5 番41号
フレッシュ大友総合食品店
令和 8 年 3 月 9 日
- 28 株式会社アマノ
代表取締役 天 野 良 喜
秋田県男鹿市船越字内子89番地
スーパーセンターアマノ 御所野店
スーパーセンターアマノ 井川店
スーパーセンターアマノ 男鹿店
令和 8 年 3 月 9 日
- 29 株式会社せきや
代表取締役 関 谷 秀 樹
秋田市大町一丁目 4 番22号
せきや
令和 8 年 3 月 9 日
- 30 株式会社日敷
代表取締役 小田原 豊 博
秋田県湯沢市前森一丁目 2 番 6 号
ホームセンターハッピー 外旭川店
令和 8 年 3 月 9 日
- 31 株式会社ツルハ
代表取締役 八 幡 政 浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目 1 番21号
ツルハドラッグ 秋田広面北店
ツルハドラッグ 外旭川店
ツルハドラッグ 秋田泉南店
ツルハドラッグ 秋田広面店
ツルハドラッグ 秋田将軍野店
ツルハドラッグ 秋田土崎店
ツルハドラッグ 天王長沼店
ツルハドラッグ 秋田御所野店
ツルハドラッグ 東通店
ツルハドラッグ 茨島店

ツルハドラッグ 秋田川尻店
ツルハドラッグ 秋田檜山店
ツルハドラッグ 秋田寺内店
ツルハドラッグ 秋田仁井田店
ツルハドラッグ 秋田中通店
ツルハドラッグ 秋田牛島店
ツルハドラッグ 秋田八橋店
ツルハドラッグ 秋田山王店
ツルハドラッグ 秋田川尻西店
ツルハドラッグ 秋田手形店
ツルハドラッグ 秋田中野店
ツルハドラッグ 秋田広面西店
ツルハドラッグ 秋田泉北店

令和8年3月13日

32 秋田青果株式会社

代表取締役 畑 山 治
秋田市外旭川字四百刈29番地
生鮮いちばん 土崎店
令和8年3月9日

33 紅屋商事株式会社

代表取締役社長 秦 雅 秀
青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西青森店2階
メガ 土崎店
メガ 仁井田店
メガ 新国道店
令和8年3月9日

34 株式会社長崎屋

代表取締役 赤 城 真一郎
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
ドン・キホーテ 秋田店
令和8年3月23日

35 株式会社コメリ

代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1

- コメリハード&グリーン 秋田飯島店
コメリPRO 泉店
コメリパワー 秋田卸町店
コメリハード&グリーン 河辺和田店
コメリハード&グリーン 雄和店
令和8年3月13日
- 36 株式会社サンアメニティ秋田支社
支社長 金 澤 直 樹
秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号
国際教養大学 売店 AIU SHOP
令和8年3月13日
- 37 有限会社佐藤酒店
取締役 佐 藤 キヨエ
秋田市新屋松美ガ丘南町2番10号
有限会社佐藤酒店
令和8年3月9日
- 38 株式会社秋田県酒類卸
取締役社長 松 倉 次 雄
秋田市卸町三丁目6番6号
ファミリーマート 秋田仁井田新中島店
ファミリーマート 秋田南通り店
ファミリーマート 秋田赤れんが館通り店
令和8年3月9日
- 39 株式会社英雄
代表取締役 富 野 和 巳
秋田市旭南三丁目7番48号
酒の英雄 本店
令和8年3月9日
- 40 みちのくキャンティーン株式会社秋田営業所
所長 阿 保 敏 史
秋田市寺内字神屋敷295番地49
みちのくキャンティーン 秋田県立大学秋田キャンパス売店
令和8年3月13日
- 41 有限会社ジャガ・コーポレーション

- 代表取締役 佐々木 政 昭
秋田市旭南三丁目 1 番14号
ファミリーマート 秋田新屋扇町店
令和 8 年 3 月 13日
- 42 株式会社キートス
代表取締役 土 佐 尚 人
秋田市新屋鳥木町 4 番56号
ローソン 秋田御野場新町店
ローソン 秋田新屋鳥木町店
令和 8 年 3 月 9 日
- 43 有限会社尚
代表取締役 長谷川 浩 之
秋田市寺内蛭根一丁目 3 番22号
ローソン 秋田寺内イサノ店
ローソン 秋田八橋田五郎二丁目店
令和 8 年 3 月 9 日
- 44 藤 原 房 雄
秋田市八橋イサノ一丁目 7 番11号
ローソン 秋田新屋比内町店
令和 8 年 3 月 9 日
- 45 小 林 三 男
秋田市外旭川字大畑63番地 1
ローソン 秋田泉中央三丁目店
ローソン 秋田泉登木店
令和 8 年 3 月 9 日
- 46 株式会社K & Kメルシ
代表取締役 湊 一 利
秋田市御野場新町三丁目13番 1 号
ローソン 秋田日赤病院前店
ローソン 秋田保戸野原の町店
ローソン 秋田泉ななかまど通り店
ローソン 秋田駅西店
ローソン 秋田保戸野千代田町店
ローソン 秋田広面蓮沼店

- 令和 8 年 3 月 9 日
- 47 有限会社あいわ商店
代表取締役 平 野 玲
秋田市川尻みよし町 1 番 29 号
ローソン 秋田自衛隊通店
ローソン 秋田金足片田店
令和 8 年 3 月 9 日
- 48 有限会社シーアンドエル
代表取締役 辻 永 均
秋田市大平台四丁目 4 番地 23
ローソン 雄和石田店
令和 8 年 3 月 9 日
- 49 株式会社ダイユーエイト
代表取締役社長 柳 沼 忠 広
福島県福島市太平寺字堰ノ上 58 番地
ダイユーエイト 秋田潟上店
ダイユーエイト 秋田寺内店
令和 8 年 3 月 9 日
- 50 有限会社コンエンタープライズ
代表取締役 金 靖 子
秋田市川元開和町 4 番 9 号
ローソン 秋田さくら店
ローソン 秋田旭北錦町店
令和 8 年 3 月 9 日
- 51 株式会社畠山商店
代表取締役 畠 山 稔
秋田市御野場新町三丁目 2 番 22 号
ローソン 秋田外旭川八柳店
令和 8 年 3 月 9 日
- 52 山 口 健 吾
秋田市中通五丁目 9 番 20-806 号
セブンイレブン 秋田中通 6 丁目店
セブンイレブン ホテルメトロポリタン秋田店
令和 8 年 3 月 9 日

- 53 鈴木 芳 貴
秋田市南ヶ丘二丁目9番4号
セブンイレブン 秋田広面店
令和8年3月9日
- 54 池 田 学
秋田市千秋矢留町6番14-1203号
セブンイレブン 秋田将軍野南3丁目店
令和8年3月9日
- 55 石 井 栄 治
秋田市仁井田字西潟敷25番地8
セブンイレブン 秋田牛島東3丁目店
令和8年3月9日
- 56 吉 川 透
秋田市御所野下堤一丁目4番3号
セブンイレブン 秋田四ツ小屋店
令和8年3月9日
- 57 志 賀 聡 彦
秋田市広面字宮田6番地1 ドエルイーストサイド202
セブンイレブン 秋田寺内蛭根店
令和8年3月9日
- 58 阿 部 真理子
秋田市新屋町字関町後190番地82
セブンイレブン 秋田山王中島町店
令和8年3月9日
- 59 伊 藤 典 之
秋田市広面字広面233番地
セブンイレブン 秋田東通8丁目店
令和8年3月9日
- 60 木次谷 英 一
秋田市新屋割山町1番54号
セブンイレブン 秋田川尻みよし町店
令和8年3月9日
- 61 三 浦 綱 毅
秋田市八橋三和町19番36号

- セブンイレブン 秋田将軍野南2丁目店
令和8年3月9日
- 62 畠山秀美
秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9
セブンイレブン 秋田土崎港北7丁目店
セブンイレブン 秋田土崎港店
令和8年3月9日
- 63 殿村新
秋田市新屋天秤野1番26号
セブンイレブン 秋田旭南1丁目店
セブンイレブン 秋田新屋田尻沢店
令和8年3月9日
- 64 小番紀征
秋田市外旭川字山崎292番地7
セブンイレブン 秋田泉北3丁目店
令和8年3月9日
- 65 佐藤祐子
秋田市桜台三丁目8番7号
セブンイレブン 秋田寺内堂ノ沢店
令和8年3月9日
- 66 渡部雅浩
秋田市広面字小沼古川端50番地 グランドール小沼102
セブンイレブン 秋田東通仲町店
セブンイレブン 秋田手形山崎店
令和8年3月23日
- 67 有限会社エムズ
代表取締役 三浦卓
秋田県潟上市天王字西長根40番地14
ローソン 秋田土崎港南二丁目店
令和8年3月13日
- 68 庄司成行
秋田市檜山本町1番22号
ローソン 秋田南通亀の町店
令和8年3月13日

- 69 菊 地 志保子
秋田市八橋南一丁目13番8号
セブンイレブン 秋田外旭川八柳2丁目店
令和8年3月9日
- 70 小 野 貴
秋田市保戸野八丁5番42号 メゾンド・ソレイユ201号
セブンイレブン 秋田広面谷内佐渡店
令和8年3月9日
- 71 八 柳 孝 美
秋田市御野場新町一丁目15番13号
ファミリーマート 秋田新屋日吉町店
ファミリーマート 秋田南大橋店
令和8年3月13日
- 72 佐々木 敦
秋田市新屋朝日町3番13号 ディアス朝日202
セブンイレブン 秋田新屋豊町店
令和8年3月9日
- 73 南 野 壘
秋田市広面字野添80番地8
セブンイレブン 秋田明田店
令和8年3月13日
- 74 加 藤 美沙子
秋田市御所野堤台二丁目6番地54
セブンイレブン 秋田御所野堤台店
令和8年3月13日
- 75 有限会社なおと
取締役 佐々木 直 人
秋田市川尻総社町1番1号
ローソン 秋田川尻総社町店
ローソン 秋田寺内蛭根店
令和8年3月23日
- 76 阿 部 昌 博
秋田市新屋日吉町41番20号
セブンイレブン 秋田山王5丁目店

- 令和8年3月9日
- 77 三 浦 光 紀
秋田県横手市赤坂字荒沼32番地5
セブンイレブン 秋田仁井田本町店
令和8年3月9日
- 78 石 田 康 宏
秋田市飯島飯田一丁目10番16-2号
セブンイレブン 秋田山王1丁目店
令和8年3月9日
- 79 富 岡 直 人
秋田市新屋前野町4番16号
ファミリーマート 秋田茨島四丁目店
ファミリーマート 秋田御野場二丁目店
令和8年3月13日
- 80 株式会社アイマール
代表取締役 武 田 昭 彦
秋田市土崎港西一丁目3番38号
ローソン 秋田ベイパラダイス店
令和8年3月9日
- 81 有限会社酒の福屋
代表取締役 福 島 直 人
秋田市広面字広面17番地
ファミリーマート 秋田広面板橋添店
ファミリーマート 秋田中央インター通店
ファミリーマート 秋田仁井田栄町店
ファミリーマート 秋田牛島東五丁目店
ファミリーマート 秋田東通り店
ファミリーマート 秋田ぼぼろ一ど店
ファミリーマート 秋田飯島道東店
令和8年3月9日
- 82 株式会社関
代表取締役 関 潔
秋田市南通みその町3番49号
ローソン 秋田御所野店

- ローソン 秋田御所野堤台一丁目店
令和8年3月13日
- 83 工 藤 圭 介
秋田市牛島東七丁目16番38号
セブンイレブン 秋田セリオンタワー前店
令和8年3月9日
- 84 齊 藤 和 史
秋田市将軍野東三丁目5番38-2号
ファミリーマート 秋田桜一丁目店
ファミリーマート 秋田添川店
ファミリーマート 秋田勝平店
令和8年3月13日
- 85 有限会社協栄酒店
代表取締役 船 木 伸之輔
秋田市牛島西四丁目27番2号
ファミリーマート 秋田広面北店
ファミリーマート 秋田中通六丁目店
令和8年3月9日
- 86 佐々木 仁
秋田市大町四丁目3番44号 パストラルハイム大町601
セブンイレブン 秋田大町4丁目店
令和8年3月9日
- 87 松 岡 清 美
秋田市土崎港西一丁目2番38-4号
ファミリーマート 秋田上飯島店
令和8年3月13日
- 88 吉 田 和 樹
秋田市将軍野東二丁目12番64-5号
ローソン 秋田仁井田本町店
令和8年3月9日
- 89 佐 藤 さくら
秋田県潟上市天王字長沼138番地3
ローソン 秋田土崎港北七丁目店
令和8年3月9日

- 90 株式会社丸大サクラキ薬局
代表取締役 今 寿
青森市大字三内字玉作2番地72
ハッピー・ドラッグ 秋田新屋店
ハッピー・ドラッグ 秋田保戸野店
ハッピー・ドラッグ 秋田土崎東店
令和8年3月9日
- 91 佐藤 滝 仁
秋田市飯島西袋二丁目12番10号
ファミリーマート 秋田飯島中央店
令和8年3月9日
- 92 石川 世希子
秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地
ローソン 秋田土崎港西三丁目店
令和8年3月9日
- 93 有限会社善正
代表取締役 今野 亜紀子
秋田市新屋豊町7番86号
ローソン 秋田割山店
令和8年3月13日
- 94 米塚 亜津子
秋田市添川字添川70番地
セブンイレブン 秋田山王大通り店
令和8年3月13日
- 95 株式会社鳴海屋
代表取締役 鳴海 能 仁
秋田市土崎港中央五丁目4番24号
ローソン 秋田将軍野青山店
ローソン 天王追分店
ローソン 秋田飯島薬師田店
ローソン 秋田中通一丁目店
ローソン 秋田大町二丁目店
ローソン 秋田土崎港東四丁目店
令和8年3月9日

- 96 株式会社モリキ
代表取締役 錦 織 征 紀
長野県飯山市南町13番地3
ドラッグセイムス 秋田新屋店
令和8年3月9日
- 97 天 野 陽 子
秋田市浜田字自在山70番地
ローソン 秋田山王けやき通店
ローソン 秋田市役所店
令和8年3月13日
- 98 株式会社木下
代表取締役 木 下 順 子
秋田市手形字西谷地31番地
セブンイレブン 秋田手形西谷地店
セブンイレブン フォンテ秋田店
令和8年3月9日
- 99 有限会社ならやま酒店
代表取締役 石 川 健
秋田市檜山大元町5番2号
ローソン 秋田山王中島町店
ローソン 秋田東通一丁目店
令和8年3月9日
- 100 鈴 木 真太郎
秋田市御所野元町一丁目1番2-208号
ローソン 秋田河辺店
ローソン 秋田牛島駅前店
ローソン 秋田仁井田栄町店
ローソン 秋田茨島六丁目店
ローソン 秋田仁井田緑町店
令和8年3月9日
- 101 株式会社ローソン 東北カンパニー東北エリアサポート部
部長 畑 本 公 義
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
ローソン 秋田八橋大畑店

- 令和 8 年 3 月 30 日
- 102 長谷部 公 功
秋田市南通亀の町 6 番 5 号 グリーンキャピタル南大通 603
ファミリーマート 秋田雄和店
令和 8 年 3 月 9 日
- 103 佐 藤 明
秋田県由利本荘市神沢字神沢 104 番地
セブンイレブン 秋田卸町 3 丁目店
令和 8 年 3 月 13 日
- 104 工 藤 眞由子
秋田市山王臨海町 3 番 13 号 アーバンハイツ山王 105
ファミリーマート 秋田山王臨海町店
令和 8 年 3 月 13 日
- 105 福 田 俊 平
秋田市下新城長岡字長岡 49 番地 安田礼司方
ローソン 秋田外旭川天徳寺通店
令和 8 年 3 月 13 日
- 106 伊 藤 幹 子
秋田市土崎港西二丁目 12 番 48 号 ビレッジハウス土崎 2 - 201
ローソン 秋田土崎港中央五丁目店
令和 8 年 3 月 9 日
- 107 株式会社 La. f.
代表取締役 安 田 君 子
秋田市千秋矢留町 2 番 3 号 オリンピア千秋公園 402 号
セブンイレブン 秋田割山店
セブンイレブン 秋田通町店
セブンイレブン 秋田添川店
セブンイレブン 秋田キャッスルホテル店
セブンイレブン 秋田飯島道東 1 丁目店
令和 8 年 3 月 9 日
- 108 有限会社嘉龙商店
代表取締役 木 内 崇 之
秋田県にかほ市象潟町字才ノ神 18 番地 1
ローソン 秋田山王中園店

- ローソン 秋田新屋日吉町店
令和8年3月13日
- 109 有限会社セイショウ
代表取締役 下村 善勝
秋田県大仙市戸蒔字谷地中4番地1
すまいるみるく 秋田店
令和8年3月13日
- 110 株式会社エンテル
代表取締役 加藤 江梨子
秋田市南通築地3番9号
ローソン 秋田新屋大川町店
令和8年3月9日
- 111 工藤 友紀
秋田市横森五丁目24番32号
ファミリーマート 秋田卸町店
令和8年3月9日
- 112 長谷部 琴子
秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10
セブンイレブン 秋田新屋扇町店
令和8年3月13日
- 113 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
セブンイレブン DR秋田駅前ロイネット店
令和8年3月9日
- 114 佐藤 由香利
秋田市広面字二階堤17番地7
セブンイレブン 秋田保戸野桜町店
セブンイレブン 秋田広面屋敷田店
令和8年3月13日
- 115 株式会社TSURTON
代表取締役 福田 勉
秋田市南通宮田13番36号
セブンイレブン 秋田南通宮田店

- セブンイレブン 秋田仁井田ニツ屋店
令和8年3月9日
- 116 渡 邊 玲 子
秋田市手形字十七流184番地3 メゾン鈴木202号
ローソン 秋田北インター店
令和8年3月13日
- 117 株式会社辻源
代表取締役社長 辻 昭 久
秋田市卸町三丁目3番7号
株式会社辻源
令和8年3月9日
- 118 株式会社桑原
代表取締役社長 桑 原 透
秋田市卸町四丁目7番9号
株式会社桑原
株式会社桑原 秋田北営業所
令和8年3月9日
- 119 株式会社折安
代表取締役社長 渡 部 智 樹
秋田市東通館ノ越2番12号
株式会社折安
株式会社折安 秋田市民市場店
令和8年3月9日
- 120 株式会社丸幸
代表取締役 伊 藤 義 継
秋田県横手市卸町8番4号
株式会社丸幸 秋田営業所
令和8年3月9日
- 121 株式会社誠文社
代表取締役 松 浦 亮
秋田市新屋豊町4番64号
株式会社誠文社
令和8年3月9日
- 122 平 川 広 秋

秋田市新屋扇町5番36号

平川ふくろ店

令和8年3月9日

123 株式会社かねひろ

代表取締役 土 田 博 美

秋田市外旭川字三千刈147番地の1

株式会社かねひろ

パッケージプラザかねひろ 泉店

令和8年3月9日

124 秋田成幸産業株式会社

代表取締役 利 部 浩

秋田市将軍野南三丁目10番9号

秋田成幸産業株式会社

令和8年3月13日

秋田市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

| 課所室名 | 委任事務 |
|--------------|---|
| 文書法制課 | 「秋田市市」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務 |
| 財産管理課 | 財産管理課において取り扱う財産売払い収入および財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務 |
| 市民税課 | 市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の収納に関する事務。市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務 |
| 資産税課 | 資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務 |
| 納税課 | 市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務 |
| 特別滞納整理課 | 市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務 |
| 地籍調査室 | 都市再生街区公共基準点謄本交付手数料の収納に関する事務 |
| 文化振興課 | 有価証券の出納保管に関する事務 |
| スポーツ振興課 | 市立体育館、市営運動場および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務 |
| 秋田市民交流プラザ管理室 | 入札保証金および契約保証金の収納に関する事務 |
| 大森山動物園 | 大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務 |
| 秋田城跡歴史資料館 | 秋田城跡歴史資料館の観覧料およびグッズ販売収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務 |
| 千秋美術館 | 美術館観覧料および図録頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 赤れんが郷土館 | 赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 民俗芸能伝承館 | 民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料、資料頒布収入およびグッズ販売収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 佐竹史料館 | 佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。佐竹史料館使用料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 生活総務課 | 地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 市民課 | 市民課所管に係る証明手数料、前納に係る斎場使用料および郵便請求による金券の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務 |
| 国保年金課 | 国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務 |

| 課所室名 | 委任事務 |
|--------------|--|
| 後期高齢医療課 | 本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務 |
| 西部市民サービスセンター | 西部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 新屋ガラス工房 | 新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 北部市民サービスセンター | 北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 河辺市民サービスセンター | 河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 岩見三内連絡所 | 岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 雄和市民サービスセンター | 雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 大正寺連絡所 | 大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 南部市民サービスセンター | 南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 東部市民サービスセンター | 東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務 |
| 中央市民サービスセンター | 中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の出納保管に関する事務 |
| 市民相談センター | 計量検査手数料の収納に関する事務 |
| 駅前サービスセンター | 各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 福祉総務課 | 老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務。給付金等の支給に関する事務 |
| 福祉総務課地域福祉推進室 | 災害援護資金貸付金に関する事務 |
| 障がい福祉課 | 福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務 |
| 長寿福祉課 | 高齢者住宅整備資金貸付元利金、老人保護費負担金、介護予防・生活支援事業費返還金および第1号保険者延滞金に関する事務 |
| 保護第一課 | 生活保護費に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務 |
| 保護第二課 | 生活保護費に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務 |
| 介護保険課 | 介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務 |
| 保健総務課 | 入札保証金および契約保証金の出納に関する事務 |

| 課所室名 | 委任事務 |
|----------|---|
| 保健予防課 | 入札保証金および契約保証金の出納に関する事務 |
| 健康管理課 | 入札保証金および契約保証金の収納に関する事務 |
| 衛生検査課 | 抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。秋田市保健所取扱手数料の徴収事務。入札保証金の収納に関する事務 |
| 食肉衛生検査所 | 食肉衛生検査所で取り扱う手数料の収納および釣銭の出納保管に関する事務 |
| 子ども育成課 | 保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務 |
| 子ども福祉課 | 母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務。児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務 |
| 環境総務課 | 事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務ならびに入札保証金および契約保証金に関する事務 |
| 環境都市推進課 | 粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務 |
| 総合環境センター | 総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務 |
| 産業企画課 | 産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設の使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務 |
| 農業農村振興課 | 農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務 |
| 市場管理室 | 秋田市公設地方卸売市場の使用料等の収納に関する事務 |
| 園芸振興センター | 直売イベントにおける生産物の売払収入の収納および釣銭の出納保管に関する事務。6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務 |
| 建設総務課 | 入札保証金の収納に関する事務ならびに建設部所管施設において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務 |
| 公園課 | 公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 都市総務課 | 都市整備部に係る諸証明手数料（住宅政策課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務 |
| 都市計画課 | 都市計画図等売払収入に関する事務、屋外広告物等申請手数料、屋外広告業登録申請手数料、開発許可等申請手数料および盛土規制法許可申請手数料の収納に関する事務 |
| 建築指導課 | 建築確認申請手数料等の収納に関する事務 |
| 住宅政策課 | 住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務 |
| 会計課 | 有価証券および名目不明金の出納保管に関する事務 |
| 教育委員会総務課 | 公衆電話使用料の収納に関する事務 |

| 課所室名 | 委任事務 |
|-------------|---|
| 学事課 | 学校給食費、入札保証金、就学援助費等返納金および学校保健安全事業に係る返納金の収納に関する事務 |
| 学校教育課 | 有価証券の出納保管に関する事務 |
| 生涯学習室 | 入札保証金の収納に関する事務 |
| 太平山自然学習センター | 太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務 |
| 中央図書館明德館 | 中央図書館明德館の公衆電話利用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用料の収納に関する事務。館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務 |
| 土崎図書館 | 土崎図書館の複写機利用料および館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務 |
| 新屋図書館 | 新屋図書館の公衆電話使用料および複写機利用代金の収納に関する事務 |
| 秋田商業高等学校 | 秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務 |
| 御所野学院高等学校 | 秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務 |
| 美術大学附属高等学院 | 秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料、入学金および校舎使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金の収納に関する事務 |
| 農業委員会事務局 | 農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務 |

秋田市告示第154号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月3日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度第8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第155号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月6日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第156号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和8年4月6日

秋田市長 沼谷 純

| 医師氏名 | 医療機関名 | 診療科名 | 担当する障害分野 |
|--------|-----------------|-------|--|
| 笠間 史 仁 | 秋田厚生医療センター | 整形外科 | 肢体不自由 |
| 若林 飛 友 | 秋田県立循環器・脳脊髄センター | 循環器内科 | 心臓機能障害 |
| 山形 健 基 | 秋田大学医学部 附属病院 | 小児外科 | じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能傷害 小腸機能障害 肝臓機能障害 |

秋田市告示第157号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月6日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 秋田市河辺大張野字道ノ下81番地
氏名 亡 手倉森真相続財産
- 2 送達する書類
差押調書（謄本） 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第158号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年4月6日

秋田市長 沼谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年3月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年4月6日から同年10月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年4月7日

秋田市長 沼谷 純

| 事業者の 名称 | 事業所の 名称 | 事業所の所在地 | 廃止の年月日 | サービスの 種類 |
|-------------------|-------------------------------|--------------------------|-----------|---|
| 社会医療 法人明和 会 | 手形ホーム ヘルパー ステーション | 秋田市手形字十 七流10番地11 | 令和8年3月31日 | 訪問介護 |
| 社会福祉 法人幸楽 会 | 幸楽園訪問 介護ステ ーション | 秋田市上新城中 字片野4番地 | 令和8年3月31日 | 訪問介護 |
| 社会福祉 法人みそ の | みそのホ ームデイ サービス センター | 秋田市寺内蛭根 二丁目6番34号 | 令和8年3月31日 | 通所介護 |
| 社会福祉 法人中央 会 | ケアハウ スマー トラ イフ中 通 | 秋田市中通一丁 目4番4-401 号 | 令和8年3月31日 | 特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護 |

| | | | | |
|----------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 社会福祉 法人とも しび会 | 光峰苑ショ ートステイ ケアホテル 鶴木台 | 秋田市添川字鶴 木台65番地3 | 令和8年3月31日 | 短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護 |
| 有限会社 ハンドネ ットワー ク | 有限会社ハ ンドネッ トワーク | 秋田市外旭川字 三後田169番地 エクセル山本1 F | 令和8年3月31日 | 福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与 |
| 秋田県厚 生農業協 同組合連 合会 | 秋田県厚生 連あきた指 定居宅介護 支援事業所 | 秋田市飯島西袋 一丁目1番1号 | 令和8年3月31日 | 居宅介護支 援 |

秋田市告示第160号

介護保険法（平成9年法律123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10、第115条の20および第115条の30の規定により告示する。

令和8年4月7日

秋田市長 沼谷 純

| 事業者の 名 称 | 事業所の 名 称 | 事業所の所在地 | 指定の年月日 | サービスの 種 類 |
|-----------------------------|------------------------|---|----------|-------------------|
| 株式会社 ケアマネ ジメント 三四郎 | 訪問介護事業 所ばっけ | 秋田市広面字樋 ノ沖23番地2 | 令和8年4月1日 | 訪問介護 |
| 株式会社 クラフト ケア | 訪問看護ステ ーションSO RA | 秋田市山王三丁 目1番1号 秋 田県庁第二庁舎 3F創業支援室 B-6 | 令和8年4月1日 | 訪問看護、介護 予防訪問看護 |
| 株式会社 アールテ ィー | 訪問看護ステ ーションつむ ぐ | 秋田市御野場六 丁目6番11号 | 令和8年4月1日 | 訪問看護、介護 予防訪問看護 |

| | | | | |
|-------------------|------------------------------|--------------------------|----------|---|
| 社会福祉 法人愛染 会 | ケアハウス スマートラ イフ中通 | 秋田市中通一 丁目4番4ー 401号 | 令和8年4月1日 | 特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護 |
| 株式会社 stella | ケアプラン センター with | 秋田市東通仲 町5番40号 | 令和8年4月1日 | 居宅介護支援 |
| 医療法人 杏仁会 | ひかり居宅 介護支援セ ンター | 秋田市桜二丁 目17番30号 | 令和8年4月1日 | 介護予防支援 |
| 社会福祉 法人みそ の | みそのホー ム認知症対 応型通所介 護 | 秋田市寺内蛭 根二丁目6番 34号 | 令和8年4月1日 | 認知症対応型 通所介護、介 護予防認知症 対応型通所介 護 |

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月8日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
八田町内会
- 2 認可年月日
令和6年3月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 鎌田 満 作
秋田市太平八田字藤ノ崎172番地5
変更後 大嶋 和 弘
秋田市太平八田字八田225番地6
- 4 変更年月日
令和8年1月25日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月8日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
寺田町内会
- 2 認可年月日
平成19年7月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 沼倉 春市
秋田市河辺三内字祇園台143番地1
変更後 山上 錦市
秋田市河辺三内字寺田50番地1
- 4 変更年月日
令和8年1月7日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第163号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第164号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年4月13日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和7年）

秋田市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
上大部自治会
- 2 認可年月日
平成14年12月20日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 満
秋田市雄和妙法字上大部128番地
変更後 工 藤 康 憲
秋田市雄和妙法字上大部101番地 1
- 4 変更年月日
令和4年4月1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
上大部自治会
- 2 認可年月日
平成14年12月20日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 工 藤 康 憲
秋田市雄和妙法字上大部101番地1
変更後 桜 田 旭
秋田市雄和妙法字平治ヶ沢109番地1
- 4 変更年月日
令和8年3月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第167号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和8年4月17日

秋田市長 沼谷 純

| 医師氏名 | 医療機関名 | 辞退する障害分野 | 辞退年月日 および辞退理由 |
|------|----------|------------------|---------------------|
| 高橋佳子 | 新潟白根総合病院 | 肢体不自由 呼吸器機能障害 | 令和8年4月1日 県外勤務のため |

秋田市告示168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和8年4月20日

秋田市長 沼谷 純

| 事業者の 名 称 | 事業所の 名 称 | 事業所の所在地 | 廃止の年月日 | サービスの 種 類 |
|------------------------|----------------------|--------------------|-----------|--------------|
| 有限会社 介護センターふる さと | 介護支援セ ンターふる さと | 秋田市手形字オ ノ浜27番地6 | 令和8年4月15日 | 居宅介護支 援 |

秋田市告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年4月21日

秋田市長 沼 谷 純

1 指定

| 事業所名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|----------------|-----------|
| ほの花調剤薬局いずみ店 | 秋田市泉北三丁目17番17号 | 令和8年1月1日 |
| デイサービスめぐり | 秋田市南通亀の町4番7号 | 令和8年2月15日 |

2 廃止

| 事業所名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------|------------------|-----------|
| 秋田県厚生連あきた指定居宅介護支援事業所 | 秋田市飯島西袋一丁目1番1号 | 令和8年3月31日 |
| 光峰苑ショートステイケアホテル鶴木台 | 秋田市添川字鶴木台65番地3 | 令和8年3月31日 |
| ケアハウススマートライフ中通 | 秋田市中通一丁目4番4-401号 | 令和8年3月31日 |

3 変更

| 事業所名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------------|-----------------------------|----------|
| 旧 | 訪問看護事業所エール秋田 | 秋田市高陽青柳町3番40号 タウンイ高陽201号 | 令和8年2月1日 |
| 新 | ネコロボ訪問看護秋田店 | | |
| 旧 | 訪問介護事業所エール秋田 | 秋田市高陽青柳町3番40号 タウンイ高陽201号 | 令和8年2月1日 |
| 新 | ネコロボ訪問介護秋田店 | | |
| 旧 | エールデイサービス秋田店 | 秋田市下北手松崎字家ノ前 4番地4 | 令和8年2月1日 |
| 新 | ネコロボデイサービス秋田店 | | |

秋田市告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月22日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社境田商事
秋田市中通二丁目1番21号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
ガラス作品等売払収入
- 3 指定日
令和8年4月15日

秋田市告示第171号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年4月22日

秋田市長 沼谷 純

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称
高橋 徹
 - (2) 施設等の名称
W I L L U P D A T E
 - (3) 施設等の所在地
秋田市河辺戸島字白熊沢82番地
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和8年1月31日

秋田市告示第172号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和8年4月22日

秋田市長 沼谷 純

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
W I L L U P D A T E
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称
W I L L U P D A T E
- 3 施設等の所在地
秋田市河辺戸島字白熊沢82番地
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 5 確認した年月日
令和8年4月2日

秋田市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
八柳新町町内会
- 2 認可年月日
平成11年4月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 森 川 行 樹
秋田市外旭川八柳二丁目6番27号
変更後 柴 田 文 武
秋田市外旭川八柳二丁目4番11号
- 4 変更年月日
令和8年4月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：訪問看護

| 指定 番号 | 医療機関 の名称 | 所在地 | 事業者名および 代表者氏名 | 指定 年月日 |
|----------|---------------|--------------------|---------------------------------|--------------|
| 30 | 訪問看護ステーションつむぐ | 秋田市御野場六丁目 6番11号 | 株式会社アール ティー 代表取締役 高橋稔之 | 令和8年 5月1日 |

秋田市告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

| 指定 番号 | 医療機関 の名称 | 所在地 | 開設者名 | 廃止 年月日 |
|----------|-------------|------------------|---------------------------|---------------|
| 228 | あけぼの薬局 | 秋田市川元開和町1 番1号 | 有限会社市民薬局 代表取締役 北原昭治 | 令和5年 9月30日 |

秋田市告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

| 指定 番号 | 医療機関 の名称 | 所在地 | 開設者名 | 廃止 年月日 |
|----------|-------------|------------------|---------------------------|---------------|
| 102 | おのぼ薬局 | 秋田市御野場新町二丁目8番15号 | 有限会社市民薬局 代表取締役 北原昭治 | 令和5年 9月30日 |

秋田市告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

| 指定 番号 | 医療機関 の名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定 年月日 |
|----------|-------------|------------------|-----------------------------------|--------------|
| 298 | あけぼの薬局 | 秋田市川元開和町 1番1号 | 株式会社福助ファ ーマシー 代表取締役 山根明子 | 令和8年 5月1日 |

秋田市告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年4月23日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

| 指定 番号 | 医療機関 の名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定 年月日 |
|----------|-------------|----------------------|-----------------------------------|--------------|
| 299 | おのぼ薬局 | 秋田市御野場新町 二丁目8番15号 | 株式会社福助ファ ーマシー 代表取締役 山根明子 | 令和8年 5月1日 |

秋田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定するので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月24日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社金萬
秋田市中通二丁目3番8号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
ガラス作品等売払収入
- 3 指定日
令和8年4月15日

秋田市告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和8年4月30日

秋田市長 沼谷 純

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
添川みどり町内会
- 2 認可年月日
平成17年2月25日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 加藤 政之助
秋田市添川字地ノ内74番地1
変更後 佐々木 慶 尚
秋田市添川字地ノ内64番地9
- 4 変更年月日
令和8年4月19日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市農委告示第4号

令和8年4月16日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年4月8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和8年度最適化活動の目標の設定等に関する件

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和8年4月17日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

| 事業者名 | 代表者 | 所在地 | 指定の有効期限 |
|-------------------------------|---------|--------------------------------|------------|
| 株式会社アース アンドウォーター 一秋田営業所 | 山 中 正 美 | 秋田市泉南一丁目 12番26号泉南事務 所102 | 令和13年4月20日 |

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月20日

秋田市消防長 佐藤良和

記

| | |
|---------|---|
| 催しの開催場所 | 竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場、産業会館跡地 |
| 催しの名称 | 秋田竿燈まつり |
| 催しの開催期間 | 令和8年8月2日(日) 前夜祭 令和8年8月3日(月)から同月6日(木)まで |

秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月24日

秋田市消防長 佐藤良和

記

| | |
|---------|-------------------------|
| 催しの開催場所 | 本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺 |
| 催しの名称 | 土崎港曳山まつり |
| 催しの開催期間 | 令和8年7月20日（月）および同月21日（火） |

秋田市公告

令和8年2月9日付けで公告した市有財産売払一般競争入札公告について、次のとおり変更する。

令和8年4月1日

秋田市長 沼谷 純

変更事項

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理課

10 現地説明

現地説明は希望者のみ実施する。希望する場合は、令和8年3月13日（金）まで、秋田市総務部財産管理課（電話 018-888-5439）に問い合わせること。

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年4月3日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）による。

| 区分番号 | 物 品 名 | ※予定価格 (円) | 入札保証金 (円) |
|------|-------------|--------------|--------------|
| 物件1 | 圧雪車（DF-300） | 300,000 | 30,000 |

※予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 秋田市建設部公園課が定める「秋田市建設部公園課インターネット公有財産売却ガイドライン」およびK S I官公庁オークションに関連

する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合
で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所および連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

(1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和8年4月3日（金）午後1時から同月21日（火）午後2時までとする。

(2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し押印後、秋田市建設部公園課に提出すること。本申込期間は、令和8年4月3日（金）午後1時から同月21日（火）午後2時までとする。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部公園課企画建設担当に連絡すること。

(1) 開催日時

令和8年4月9日（木）から同月16日（木）の午前10時から午前11時までの期間

(2) 開催場所

秋田市仁別字蛇馬目沢111番地（秋田市太平山スキー場オーパス）

6 入札に関する事項

(1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

(2) 入札の方法

入札の方法は「入札形式」とし、入札は一度のみ可能である。入札者は、売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、一度行った入札は、入札参加者の都合による取り消しや変更はできない。

(3) 入札期間

令和8年5月12日（火）午後1時から同月19日（火）午後1時まで

7 落札者の決定方法

入札期間終了後、秋田市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和8年5月26日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案

内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票の写し、法人の場合は商業登記簿謄本（いずれも発行から3か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。

また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

9 売払代金の納付

(1) 納付が必要となる売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売払代金の残額を納付しなければならない。

(3) 納付期限は令和8年6月2日（火）午後2時30分とする。

10 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物件受領書」を提出すること。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売却物品は、現況有姿により引渡すものとする。

(4) 一度引渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

11 権利移転について

(1) 公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転

する。

- (2) 売却品に「秋田市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を消去し、消去したことが分かる写真を秋田市に送付すること。

12 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部公園課企画建設担当

電話番号 018-888-5753 (直通)

秋田市公告

令和8年4月14日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第9条第1項の規定により公告する。

令和8年4月14日

秋田市長 沼谷 純

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

| 整理番号 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 枝番 | 地目 | 面積 (ha) |
|------|------------------|--------|----|-----|----|----|------------|
| 集340 | 秋田市雄和田草川 字山崎山 | 71-141 | 1 | 123 | 0 | 原野 | 0.59 |
| | | | 1 | 124 | 0 | | |
| | | | 1 | 125 | 0 | | |
| | | | 1 | 140 | 1 | | |
| | | | 1 | 141 | 0 | | |
| | | | 1 | 162 | 0 | | |
| | | | 1 | 163 | 0 | | |
| | | | 1 | 164 | 0 | | |
| | | | 1 | 165 | 0 | | |
| | | | 1 | 166 | 0 | | |
| | | | 1 | 167 | 0 | | |

経営管理権集積計画（整理番号集340）の内、上記森林について取り消す。

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

森林所有者からの申出による。

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和8年7月19日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月17日

秋田市長 沼谷 純

- 1 縦覧期間
令和8年6月5日から同月18日まで
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所
秋田市手形字山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年4月27日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月27日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋市選管公告

令和7年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

令和8年4月21日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

1

| | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年4月25日 |
| 申出者の氏名 | 読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 杉田 義文 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目7番1号 |
| 利用目的の概要 | 世論調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第76投票区の選挙人名簿登載者 |

2

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年4月30日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社フィデア情報総研 代表取締役 石原 敏之 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目4番23号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

3

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月1日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社フィデア情報総研 代表取締役 石原 敏之 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目4番23号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

4

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月2日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社フィデア情報総研 代表取締役 石原 敏之 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目4番23号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

5

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月14日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

6

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月15日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

7

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月21日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

8

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月22日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

9

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月29日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

10

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年5月30日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

11

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月2日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第6投票区の選挙人名簿登載者 |

12

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月3日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第6投票区の選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

13

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月4日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第6投票区選挙人名簿登載者 |

14

| | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月5日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第6投票区選挙人名簿登載者 |

15

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月16日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区選挙人名簿登載者 |

16

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月19日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

17

| | |
|-------------------------------|----------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年6月30日 |
| 申出者の氏名 | 参政党秋田県連 会長 加賀谷 まり |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市八橋本町一丁目1番3号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

18

| | |
|-------------------------------|------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年8月26日 |
| 申出者の氏名 | 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 東京都中央区銀座五丁目15番8号 |
| 利用目的の概要 | 世論調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第16、52投票区の選挙人名簿登載者 |

19

| | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年9月3日 |
| 申出者の氏名 | 一般社団法人共同通信社 社長 沢井 俊光 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 東京都港区東新橋一丁目7番1号 |
| 利用目的の概要 | 世論調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第13、75、77、78、85、86投票区の選挙人名簿登載者 |

20

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年9月9日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社フィデア情報総研 代表取締役 石原 敏之 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目4番23号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

21

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年9月10日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社フィデア情報総研 代表取締役 石原 敏之 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目4番23号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

22

| | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年10月30日 |
| 申出者の氏名 | 読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 大田 健吾 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区大手町一丁目7番1号 |
| 利用目的の概要 | 世論調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第60投票区の選挙人名簿登載者 |

23

| | |
|-------------------------------|------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和7年12月15日 |
| 申出者の氏名 | 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 東京都中央区銀座五丁目15番8号 |
| 利用目的の概要 | 世論調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第60投票区の選挙人名簿登載者 |

24

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月15日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

25

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月16日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

26

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月19日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

27

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月20日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

28

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月21日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

29

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月22日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

30

| | |
|-------------------------------|------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年1月23日 |
| 申出者の氏名 | 松浦 大悟 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

31

| | |
|-------------------------------|------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年3月4日 |
| 申出者の氏名 | 一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 東京都中央区銀座五丁目15番8号 |
| 利用目的の概要 | 世論調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第1、4投票区の選挙人名簿登載者 |

32

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年3月9日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第90投票区から第104投票区までの選挙人名簿登載者 |

令和7年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

33

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年3月10日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第90投票区から第104投票区までの選挙人名簿登載者 |

34

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年3月11日 |
| 申出者の氏名 | 日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市中通五丁目1番19号 |
| 利用目的の概要 | 政治活動 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市第90投票区から第104投票区までの選挙人名簿登載者 |

35

| | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年3月26日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング 代表取締役社長 石川 聡 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目2番1号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |

36

| | |
|-------------------------------|---------------------------------------|
| 閲覧の年月日 | 令和8年3月30日 |
| 申出者の氏名 | 株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング 代表取締役社長 石川 聡 |
| 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地 | 秋田県秋田市山王三丁目2番1号 |
| 利用目的の概要 | 統計調査 |
| 閲覧に係る選挙人の範囲 | 秋田市全投票区の選挙人名簿登載者 |